

平成28年度錦町私立幼稚園園児保育料補助金交付要項

(目的)

- 第1条 この要項は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、錦町が行う私立幼稚園就園獎勵補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。
 (補助対象経費及び補助限度額)
 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して、入園料及び保育料を減免する場合に、錦町は次表に定める範囲内において補助を行うものとする。

(単位：円)

区分	補助対象 経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以後
①生活保護法による保護を受けている世帯		308,000		
②当該年度に納付すべき市町村民税 が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000	
③当該年度に納付すべき市町村民税 の所得割が詳譲税となる世帯				
②・③・当該年度に納付すべき市 町村民税または所得割が非 課税となる世帯で、ひとり親世帯等 (※1)		308,000		
④当該年度に納付すべき市町村民税 の所得割課税額が77,100円以下の世 帯	115,200	211,000	308,000	
④・当該年度に納付すべき市町村民 税の所得割課税額が77,100円以下の 世帯でひとり親世帯等(※1)	217,000		308,000	
⑤当該年度に納付すべき市町村民税 の所得割課税額が211,200円以下の 世帯	62,200	185,000	308,000	
上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000	

※1…表中の「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅離がい児(者)等のいる世帯をいう。

注1. 多子整減の適用に関しては、世帯区分が④階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、世帯区分が⑤以上以上の世帯については従前のとおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、算定する。

注2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

注3. 所得割課税額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とする。

注4. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷1.5(百円未満を四捨五入)
 注5. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書を錦町長が指定する日までに錦町長に提出するものとする。その場合、事業計画書及び保育料等減免措置に関する調書並びに徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類(箇別など)も併せて提出するものとする。なお、保育料等減免措置に関する調書には、市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税の納税証明書(専用)を添付するものとする。

ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の证明書によって代えることができるものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第4条 錦町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金を交付するか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(減免措置の報告)

第5条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を12月31日までに錦町長に報告するものとする。

(実績報告)

第6条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに実績報告書を錦町長に提出するものとする。

(証拠書類の保管)

第7条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならぬ。

(誓約の提出)

第8条 錦町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めると認めるときは、前条の誓約の提出を求めることができる。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第9条 錦町長は、補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者が次の各号の一に該当すると認めめたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ぜることができる。

(1) 本要項の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年5月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
 2 平成27年度錦町私立幼稚園就園獎勵費補助金交付要項は廃止する。